

【契約書別紙】

利用料金表（2024年6月現在）

○介護保険法による訪問看護

1. 基本利用料（1割負担の場合）（神戸市：1単位＝10.84円）

看護師の場合	20分未満	30分未満	30分以上60分未満	60分以上90分未満
訪問看護	341円（314単位）	511円（471単位）	893円（823単位）	1,223円（1128単位）
介護予防訪問看護	329円（303単位）	489円（451単位）	861円（794単位）	1,182円（1090単位）
理学療法士等の場合	20分	40分	60分	緊急時訪問看護加算、特別管理加算、看護体制強化加算を算定しており、かつ前年の訪問回数が看護師≧理学療法士等の場合以外は1回につき8単位減算となる。
訪問看護	319円（294単位）	638円（588単位）	860円（793単位）	
介護予防訪問看護	308円（284単位）	616円（568単位）	462円（426単位）	

- 1：准看護師の場合は90%の料金      2：複数名でサービスする場合は別途加算あり  
 3：理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による介護予防訪問看護の利用した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合には所定単位数から1回につき5単位を減算する。  
 4：早朝（6:00～8:00）・夜間（18:00～22:00）は、上記の25%、深夜（22:00～6:00）は50%の加算

2. 加算料金（1割負担の場合・介護予防訪問看護費も下記に準ずる）

初回加算Ⅰ（退院日）	380円（350単位）／回	特別管理加算Ⅰ	542円（500単位）／月
初回加算Ⅱ（2日目以降）	326円（300単位）／回	特別管理加算Ⅱ	271円（250単位）／月
退院時共同指導加算	651円（600単位）／回	ターミナルケア加算	2710円（2500単位）／月
緊急時訪問看護加算Ⅰ	651円（600単位）／月	緊急時訪問看護加算Ⅱ	623円（574単位）／月

○医療保険法による訪問看護

（日）

訪問看護基本療養費（Ⅰ）	イ）保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。） 5550円／日（週3日目まで） 6550円／日（週4日目以降） ロ）准看護師による場合 5050円／日（週3日目まで） 6050円／日（週4日目以降） ハ）緩和ケア、皮膚排泄ケアに係る専門の研修を受けた看護師 12850円／日 ニ）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 5550円／日
訪問看護基本療養費（Ⅱ） （同じ日に同じ建物の居住者に訪問する場合）	イ）保健師、助産師又は看護師による場合（ハを除く。） （1）同一日に2人 5550円／日（週3日目まで） 6550円／日（週4日目以降） （2）同一日に3人以上 2780円／日（週3日目まで） 3280円／日（週4日目以降） ロ）准看護師による場合 （1）同一日に2人 5050円／日（週3日目まで） 6050円／日（週4日目以降） （2）同一日に3人以上 2530円／日（週3日目まで） 3030円／日（週4日目以降） ハ）緩和ケア、皮膚排泄ケアに係る専門の研修を受けた看護師 12850円 ニ）理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による場合 （1）同一日に2人

	5 5 5 0 円 / 日 (2) 同一日に 3 人以上 2 7 8 0 円 / 日
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)	8 5 0 0 円 (試験外泊時の訪問看護)
緊急訪問看護加算	利用者又はその家族等からの緊急の求めに応じ、主治医からの緊急訪問指示の場合 2 6 5 0 円 / 日 (月 1 4 日目まで) 2 0 0 0 円 / 日 (月 1 5 日目以降)
難病等複数回訪問加算	イ) 1 日に 2 回の場合 (1) 4 5 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) (2) 4 5 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) (3) 4 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) ロ) 1 日に 3 回以上の場合 (1) 8 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) (2) 8 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) (3) 7 2 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上)
長時間訪問看護加算	5 2 0 0 円 (週 1 回)
複数名訪問看護加算	イ) 他の看護師等と行う場合 (1) 4 5 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) (2) 4 5 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) (3) 4 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) ロ) 他の准看護師と行う場合 (1) 3 8 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) (2) 3 8 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) (3) 3 4 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) ハ) 看護補助者と行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合を除く。) (1) 3 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) (2) 3 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) (3) 2 7 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) ニ) 看護補助者と行う場合 (別に厚生労働大臣が定める場合に限る。) (1) 1 日に 1 回の場合 ① 3 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) ② 3 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) ③ 2 7 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) (2) 1 日に 2 回の場合 ① 6 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) ② 6 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) ③ 5 4 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上) (3) 1 日に 3 回以上の場合 ① 1 0 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 1 人) ② 1 0 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 2 人) ③ 9 0 0 0 円 / 日 (同一建物内に 3 人以上)
夜間・早朝訪問看護加算 深夜訪問看護加算	2 1 0 0 円 4 2 0 0 円
訪問看護管理療養費	(1) 月の初日の訪問の場合 ① 7 6 7 0 円 (2) 月の 2 日目以降の訪問の場合 ① 3 0 0 0 円 (同一建物居住者の占める割合が 7 割未満で、別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がある) ② 2 5 0 0 円 (同一建物居住者の占める割合が 7 割以上で、別表第 7、第 8 に該当する者への訪問看護について相当な実績がない)

24 時間対応体制加算	6 5 2 0 円 (月 1 回)
退院時共同指導加算	8 0 0 0 円 (1 回、別に厚生労働大臣が定める疾病等は 2 回)
退院支援指導加算	6 0 0 0 円 (退院日に訪問看護を利用した場合)
在宅患者連携指導加算	3 0 0 0 円 (月 1 回)
在宅患者緊急時等カンファレンス加算	2 0 0 0 円 (月 2 回)
特別管理加算 I / II	5 0 0 0 円 / 2 5 0 0 円
訪問看護情報提供療養費 1	1 5 0 0 円
訪問看護情報提供療養費 3	1 5 0 0 円
訪問看護ターミナルケア療養費 1	2 5 0 0 0 円
訪問看護ターミナルケア療養費 2	1 0 0 0 0 円
訪問看護ベースアップ評価料 I	7 8 0 円 (月 1 回)
訪問看護ベースアップ評価料 II (1 ~ 18)	区分に従い、所定額を算定する 1 : 1 0 円、2 : 2 0 円、3 : 3 0 円、4 : 4 0 円、 5 : 5 0 円、6 : 6 0 円、7 : 7 0 円、8 : 8 0 円、 9 : 9 0 円、1 0 : 1 0 0 円、1 1 : 1 5 0 円 1 2 : 2 0 0 円、1 3 : 2 5 0 円、1 4 : 3 0 0 円 1 5 : 3 5 0 円、1 6 : 4 0 0 円、1 7 : 4 5 0 円 1 8 : 5 0 0 円

※ 1 : 料金は医療保険等の療養費自己負担割合 (無料、1 割、2 割、3 割等) に準ずる

※ 2 : その他特別な加算が必要な場合は、必要性が認められた時点で説明する